

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	大口町 被災者台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、被災者台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・大口町は、「被災者台帳に関する事務」を行うため「クラウド型被災者支援システム」等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

## 公表日

令和7年1月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3の規定に基づく被災者台帳作成を行う。
③システムの名称	クラウド型被災者支援システム(J-LIS)、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能、バックアップ連携AP、クラウド型バックアップセンター(J-LIS)
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表55の項 市町村長
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民安全課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話0587-95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町地域協働部町民安全課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話0587-95-1966
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととしている。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                    [    ] 内部監査                    [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[    ]</div> <div style="text-align: right;">[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	・表計算ソフト ・ICカード、ID及びパスワード	・表計算ソフト及び被災者支援システム ・ICカード又は静脈、ID及びパスワード	事前	
平成31年3月1日	I-1-③ システムの名称	被災者台帳(表計算ソフト)、中間サーバシステム	被災者台帳(表計算ソフト)、被災者支援システム、中間サーバシステム	事前	
平成31年3月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0587-95-1111	0587-95-1699	事前	
平成31年3月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0587-95-1111	0587-95-1966	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成28年6月30日 時点	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成28年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和5年2月1日	I-1-③ システムの名称	被災者台帳(表計算ソフト)、被災者支援システム、中間サーバシステム	クラウド型被災者支援システム、中間サーバシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和2年3月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和4年12月1日 時点	事前	
令和5年2月1日	II-2 取扱者数	500人未満 令和2年3月1日 時点	500人未満 令和4年12月1日 時点	事前	
令和6年9月20日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 36の2項 市町村長	番号法第9条第1項 別表55の項 市町村長	事後	
令和6年9月20日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 56の2項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表80の項	事後	
令和7年1月10日	IV-8 人手を介在させる作業		新規追加	事前	
令和7年1月10日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事前	
令和7年1月10日	I-1-③ システムの名称	クラウド型被災者支援システム、中間サーバシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	クラウド型被災者支援システム(J-LIS)、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能、バックアップ連携AP、クラウド型バックアップセンター(J-LIS)	事前	
令和7年1月10日	表紙 特記事項	大口町は、「被災者台帳に関する事務」を行うため表計算ソフト及び被災者支援システムを使用している。	大口町は、「被災者台帳に関する事務」を行うため「クラウド型被災者支援システム」等を使用している。	事前	